

● 消費税の税込み表示（総額表示）について

令和3年4月1日より、店頭の商品やチラシ、カタログ・広告などの税込み価格の表示（総額表示）が義務化されます。

対象となる税込み表示のポイントは、**事業者**が、**不特定かつ多数の人に**、**あらかじめ**販

売する商品やサービスなどの価格を表示する場合、となります。

見積書や請求書などは、特定の人に対して、その都度作成されるものであり、税込み表示の対象にはなりません。ただし、広告やホームページなどで、「見積り例」などを表示する場合は、税込み表示となります。

個々の商品のタグやシールが税抜き価格となっても、棚札やPOPなどで税込み価格が明瞭に表示されておれば、問題ないとされています。

税込み表示の例は、左のリーフレット（出典：財務省）に記載の通りです。税込み価格が表示されていれば OK となりますが、文字が小さい・薄いなど不明瞭な場合は認められません。

値引きは、総額表示義務の対象ではないとされていますが、「支払額から〇円値引き」など、明瞭に表示することが望ましいと思われます。

詳細は、財務省 HP の消費税の総額表示義務に関するページをご覧ください。

令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の商品・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるように、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	所得税の確定申告・贈与税の申告 固定資産税の納付（第1期）	1ヶ月延長されています
5月	個人所得税・消費税の振替納付 自動車税の納付	1ヶ月延長されています

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります